

## ひとり親の子育て世帯生活支援特別給付金 ～対象者を拡大して、市独自給付を実施します～

### 1 目的

年度が切り替わる時期特有の、制度の不公平感や混乱を是正し、より広い子育て世帯の生活支援のために実施します。

### 2 背景・主旨

子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯については、国の制度設計が決まり、主たる対象者である児童扶養手当の受給者については、令和3年4月分の支給を受けている者となりました。

しかしながら、政策決定がなされた令和3年3月時点の同受給者のうち、令和2年度末（令和3年3月末）で、18歳の年度末に達し資格を喪失した児童は、支給対象者となっておりません。

そのため、資格喪失児童について、国制度と同様の給付を市独自に行います。

### 3 事業概要

支給対象児童	令和3年3月分の児童扶養手当の支給対象児童のうち ① 18歳の年度末に達し資格を喪失した児童 ② 令和3年3月に資格喪失の決定がされた児童
給付額	児童1人当たり一律5万円
受給方法	申請不要
支給時期	令和3年7月中支給予定
予算額（案）	50,000円×154人＝7,700,000円 ほか、役務費・委託料

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-460-9840）

資料のポイント

(経緯)

コロナ禍において、生活が困窮しているひとり親家庭に対して、国において一律5万円の給付金を支給することを決めた。

国では令和3年4月分の児童扶養手当を支給された児童を対象に給付をす  
るとしており、市では独自に令和3年3月分の児童扶養手当を支給された児童  
にも給付を拡大する。

なお、令和3年4月分の国の給付金は支給済みです。

(市独自事業給付対象児童)

令和3年3月分の児童扶養手当の支給対象児童であって、

- 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた児童  
(18歳になった方)
- 令和3年3月までに資格喪失の決定がされた児童